相談事例

事例1）
ハローワークと連携した就労支援、家計改善支援事業の利用

働いていた会社を自己都合で離職。その後は自分なりに就職活動するも上手く行かず、無職の状態が続いた。高齢の母と2人暮らしで、離職後は母の年金で生活していたが、お金のやりくりも上手く行かず、生活費が不足する不安が出てきた。

↓

就労相談員と面談し、課題を整理。ハローワークと連携した就労支援を行い、早期の就職につながるよう支援を開始。同時に、家計改善支援員とともに、現在の家計状況を整理し、見直しを行う。

↓

家計状況を見直し、就労収入の目安が見えたことで、就職活動の目標が立てやすくなり、早期に就労へ結びつくことが出来た。今後は、定着支援と新しく入る給与で家計のやりくりが出来ていくか当面の間、見守りを行っていくこととなった。

事例2）
就労準備支援事業の利用

高校で不登校となり、10年近くひきこもり状態にあった。母親と2人暮らしで、ひとまず生活費の心配はないが、将来のことが不安。

↓

本人に会うことが出来、最初は自宅から外に出ることを目標に、定期的な面談。

↓

少しづつ作業活動を開始。「働く」というイメージを掴んでもらう。

↓

支援員との個別の関係から、関係機関での活動、他者との集団活動を行い、社会参加の増加を図る。

↓

状況を見ながら、就労支援に切り替え、就職活動。成功と失敗はあったものの、就労に結びつき、現在も就労を継続している。

窓口案内

●開所時間：月～金曜日
（土日祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

● 電　話：043-421-3003

● FAX　：043-422-2807

● メール　：soudan@yotsukaido-shakyo.or.jp

まずは、お気軽にご相談ください。
＊来所・電話・FAX・メールにてご相談ください。
＊窓口に来られない場合には、訪問することができます。
＊ご来所の場合は事前にご予約いただきますと、お待たせすることはありません。

〒284－0003　四街道市鹿渡無番地
総合福祉センター3階

こんな不安・・・ひとりで抱えていませんか？

失業　借金　住居　滞納
就職　将来　生活　ひきこもり

一緒に解決策を見つけていきましょう！

くらしサポートセンター「みらい」

電話　043-421-3003
soudan@yotsukaido-shakyo.or.jp

くらし サポートセンター「みらい」とは？

この窓口は生活困窮者自立支援法に基づいて、四街道市が設置し、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会と社会福祉法人生活クラブが運営を受託している相談窓口です。

自立相談支援事業

課題や困りごとの解決方法を一緒に考えます。
生活の困りごとや不安を、まずはご相談ください。
支援員がどのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

家計の見直しを行います。
家計の「見える化」を行い、ご自身で管理が出来るよう、相談支援を進めていきます。
必要に応じて専門機関へ繋ぐ・同行などの支援を行い、早期の生活再生を目指します。

就労準備支援事業

社会参加・就労への第一歩。
「社会との関わりに不安がある」、「コミュニケーションがうまく取れない」など、すぐに就労が難しい方に6ヶ月～1年間、プログラムに沿って、就労に向けた基礎能力を養いながら、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

住居確保給付金

家賃を補助し、就職活動をサポートします。
離職などにより、住居を失った、または失う恐れのある方で、就職活動をしていることなど一定の条件を満たす方に、一定期間家賃相当額を支給し、再スタートに向けた支援を行います。

相談支援の流れ

①相談

あなたは

・自分の困っている状況をできるだけ詳しく話します。

・自分の希望や目標も思い描きます。

支援員は

・何度か面談をする中で課題を整理して、問題点を発見します。

・窓口に来られない場合は訪問相談も行っています。

②計画

あなたは

・支援員と一緒に作ったプランが、解決したいことや希望に沿ったものであるか確認をします。

支援員は

・あなたの希望や目標に合わせた支援プランを作成します。

・作成されたプランはその他の支援機関が参加する支援調整会議で内容を確認します。

③実施

あなたは

・支援プランに沿って就職活動や家計の改善、将来的な就労に向けた準備に取り組みます。
（人によって内容は異なります。）

・疑問や困ったことがあったら支援員に相談します。

支援員は

・定期的に面談し、活動状況を伺います。困りごとがあれば一緒に改善方法を考えます。

・一人での活動が難しいときは、支援員が同行します。

④見直し

あなたは

・進捗状況や手ごたえを支援員に報告し、今までの取り組みを振り返ります。

・支援プランの中に見直したい項目がある場合は、支援員に伝えます。

支援員は

・あなたが取り組んでいる活動を確認し、支援プランの内容があなたに合っているか定期的に見直します。

⑤自立

あなたは

・仕事が決まったり等、取り組みの結果が出た時は支援員に知らせます。

・仕事が決まり、給与を受け取るまでの生活の不安も相談できます。

支援員は

・あなたの希望や目標が達成され、新たな問題も無ければ支援を終了します。

⑥フォロー

あなたは

・生活を立て直したばかりの時期に、新たな心配ごとがあったら、支援員に相談します。

支援員は

・新たにお困りのことが無いか、定期的に状況をお聞きします。

●生活困窮者自立支援法とは
平成27年4月、社会経済の構造的な変化に対応し、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）を強化するために、法が施行されました。経済的課題のみならず、社会的孤立や生きづらさも含め、包括的な支援を行う社会保障制度です。